

ふらっと.come!

令和8年3月23日 第92号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会

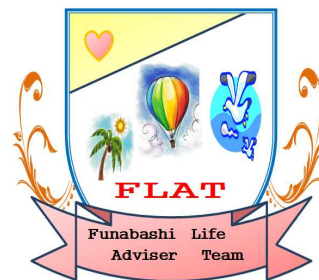
基幹相談支援センター「ふらっと船橋」

〒273-0021 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101

TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776

HP <http://flat-funabashi.com/>

Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



独自性と主体性って・・・

基幹相談支援センター
統括所長 清水 博和

年度末を迎え、皆様ご多忙と存じます。年度で切り替わる事業は一番の繁忙期ですね。

令和7年度はどの様な一年でしたか？振り返る間もなく新年度がそこまで来ているので、既に事業計画等も整っていることでしょう。また人事異動の季節でもあることから、退職される方や新入社員など新たに始まる事もあることでしょう。当法人も多分に漏れず、人材不足に悩まされた年度でした。お金を掛けて人材募集を試みているお陰？なのか応募者はいるのですが、中々採用にまで至らず。採用しても「思っていた内容と違う」等、相談支援をどの様にイメージされていたのかそこからの疑問もあります。嘆いていても始まりませんが人材の枯渇は切実です。

障害福祉においては、グループホームにおける地域連携推進会議の義務化に伴い、参加する機会も出ております。船橋市内には70を超える事業者があります。年度当初はどれくらいの頻度で参加依頼が来るのか検討もつかず身構えておりました。実際はやっと2桁を超える程度の参加で終わっています。「会議開催の手引」には参加者について「必須」と「任意」の記載があります。本人・保護者・地域住民は「必須」であり、行政・福祉分野は任意とされています。参加依頼のあった運営形態は1部の株式会社と社会福祉法人です。合同会社、有限会社、NPO法人等からの依頼はありませんでした。会議報告の義務もなく、自社ホームページ等に会議録の開示くらいでしか確認は出来ず、開催の有無などの実態把握は出来ていません。国から提示のあった「開催の手引」を船橋市版としてお示ししておりますが、この会議の本来の目的が少しでも達成というか地域の方々目に触れ、入居者の暮らしに役立っていれば効果はあるでしょう。ただ、開催の有無も分からないままではその検証も難しいのではと思います。グループホームにおける課題解決の一手だと思われそうですがまだ及んでいない現状かと。把握した後何かを変える又は加えながら、その効果を確認する必要は制度や施策が始まれば当り前に求められるものだと考えます。

様々な会議やカンファレンスと銘打っているものも、主催する側次第とを感じる部分も少なくありません。特に地域に帰る際の会議はとても重要と考えます。地域課題は一朝一夕で解決するものは無く、支援の足し算や引算を試しながらチームで関わるもの。「誰が何を何処を」受け持ち本人と付き合っていくのか。参加する際はその点に気持ちが向きます。当方が出来るかどうかは分かりませんが、支援をする一員としての役割を意識せずに参加する事が無いように心掛けて、次年度も皆様とお付き合いさせて頂ければと思っております。

よろしくお願ひいたします

船橋市障害福祉課精神医療係長
鈴木 拓也

令和5年4月1日より障害福祉課精神医療係長として勤務している鈴木と申します。

精神医療係はその名称の印象から「精神医療」に関する相談の受付窓口と思われる方も多いのですが、その業務は主に精神障害者保健福祉手帳（以下、手帳）及び自立支援医療費（精神通院が対象です、以下、自立支援）支給認定の申請を受け付け、それをとりまとめて千葉県精神保健福祉センターに提出する窓口としての役割となっています。（加えて精神入院医療費助成申請については受付から支給まで行っています。）

私が着任以来、手帳及び自立支援の申請件数は大幅に増加しています。（令和4年度と令和6年度を比較すると約3割増加しています。）この業務増と申請者の皆様の手続きの負担軽減という課題に日々悩みながら事務の効率化、手続きのスピードアップ、郵送申請の推進などの工夫を行っています。

制度設計上、申請者の皆様の手続きについてのご要望に沿えないこともございますが、この業務を通じて障害福祉サービスの利用や精神疾患に係る治療負担の軽減のお役に立てることを励みに、「より丁寧に、よりわかりやすく」皆様の手続きをお手伝いしていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

どうすればよかったか？

「地域での孤立、孤独をどう考えるか」

ある都内の企業に務めている精神疾患を抱える男性の事で連絡が入りました。問い合わせて来た方は会社の同僚でした。体調不良による休職が続き、中々連絡が取りにくい状態が続いたことからこの同僚の方が自宅へ安否確認の訪問をしたそうです。数度訪問しても応答が無い事で不安になり同僚が警察・救急へ連絡をし、安否確認を図りました。その時は部屋の中で座ったままの状態顔の浮腫みなど栄養不足等は見られましたが、救急隊の観察・モニターの結果、緊急には至らず搬送の同意も取れないとの事でした。ただ、誰からの呼びかけにも無反応で、食事も摂れているか定かでは無かった様でしたが本人に会社や同僚からの連絡には出るよう伝えてその日は本人宅を後にされたとの事。医療受診も中断しており服薬についても確認が取れない状況で、同僚は「セルフネグレクト」ではないかと行政や保健所、病院等、思い当たる機関へ相談対応の連絡を入れたそうです。結果は「本人の同意が無い場合は・・・」との返事に落胆しておりました。そういった中で、当方に連絡が入りこれまで経緯を聞き同様の話をさせて頂いたところ「どこも親身にならない、どうしたらいいのか」とやり場のない口調に「所内検討し明日お返事を」と終話しました。翌日に同僚へ「同意が取れなくても様子を見に同行します」と伝え、その日の夕方に救急・消防等へ再度依頼し安否確認を図りました。

レスキュー隊が2階の小窓から室内に入り、本人の状態確認をし、レスキュー隊から当方からの入室は叶わない状況となっていると告げられ、救急も引き上げました。同僚には救急から本人の状況が伝えられ、その結果を当方も知りました。警察へ連絡し、その後の実況検分へ。同僚は残念という言葉では言い表せない表情で立ち竦んでいました。最初の安否確認から1週間後、当方に連絡が来てから翌日にこの様な事態となり、改めて「同意が取れない」という大きな壁を感じつつも、どうすればよかったのかと今も考えております。今後、在りうる場面だと思いますが「同意」が取れない場合など皆さんならどうされますか？（文：清水 博和）